

太田川漁業協同組合

内共第20号第5種共同漁業権遊漁規則

制定

昭和 年 月 日 議決 昭和 年 月 日 静岡県認可

改正

平成 20年 10月 19日	議決	平成 21年 11月 17日	静岡県認可
平成 25年 10月 24日	議決	平成 26年 1月 1日	静岡県認可
平成 27年 8月 24日	議決	平成 27年 10月 15日	静岡県認可
平成 29年 12月 26日	議決	平成 30年 2月 27日	静岡県認可
令和 2年 4月 15日	議決	令和 2年 5月 20日	静岡県認可
令和 5年 3月 12日	議決	令和 5年 6月 1日	静岡県認可
令和 5年 9月 24日	議決	令和 年 月 日	静岡県認可

(目的)

第1条 この規則は太田川漁業協同組合が免許を受けた内共第20号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域内において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ・うなぎ・あまご・おいかわ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ第6条の遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁はそれぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁 法	ウ 規 模	エ 区 域	オ 期 間
あゆ漁業	友 釣	針はイカリ3本 又は4本1段以内又はチラシ2本以内とする	吉川の蔵雲橋及び三倉川の元開橋より下流の全区域	6月 1日 ～12月31日
			吉川の蔵雲橋及び三倉川の元開橋より上流の全区域（特別区（椋地川の炭焼の杜・明ヶ島キャンプ場事務所上流2.0kmに漁協が設置した看板から同事務所下流1.5kmに漁協が設置した看板までの区域をいう。以下同じ。）を除く。）	6月 25日 ～12月31日
	石川釣 (どぶ釣) 餌 釣	針は2本以内とする	吉川の蔵雲橋及び三倉川の元開橋より下流の全区域	6月 1日 ～12月31日

			吉川の藏雲橋及び三倉川の元開橋より上流の全区域（特別区を除く。）	8月 1日 ～12月31日
ア 魚 種	イ 漁 法	ウ 規 模	エ 区 域	オ 期 間
うなぎ漁業	餌 釣 ウ ゲ 置 針	ウゲは長さ80cm、口径1.5cm以内とする。 置針は10本以内とする。	吉川の藏雲橋及び三倉川の元開橋より下流の全区域 吉川の藏雲橋及び三倉川の元開橋より上流の全区域（特別区を除く。）	6月 1日 ～9月30日 6月25日 ～9月30日
あまご漁業	餌 釣 和式毛針(テンカラ) フライフィッシング 和式毛針(テンカラ) ^(注1)	針は2本以内とする	全 区 域（特別区を除く。） 特 別 区 ^(注2)	3月 1日 ～9月30日
おいかわ 漁業	餌釣 流し毛針釣	針は2本以内とする	全 区 域（特別区を除く。）	1月 1日 ～12月31日

(注1) 特別区において、採捕したあまごは所持せずその場で再放流（キャッチアンドリリース）しなければならない。

(注2) 特別区は、看板及びロープにて4区画（A、B、C、D）に区分し、1日当たり1区画当たり1グループのみ遊漁を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる遊漁はそれぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁 法	ウ 規 �模	エ 区 域	オ 期 間
全魚種	餌釣り (撒き餌を除く。)	1日当たりのあゆの採捕は1人10尾までとする。 針は2本以内とする 撒き餌禁止	吉川の重兵衛淵堰堤上流端から下流300mまでの区域 (以下「餌釣特別区」)	7月1日以降で組合が定め公示する日から8月31日以前で組合が定め公示する日まで。 遊漁時間は午前9時から午後4時まで。

(全長制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種についてはイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
あ ゆ	全長 7 cm 以下
う な ぎ	全長 15 cm 以下
あ ま ご	全長 12 cm 以下
おいかわ	全長 7 cm 以下

(釣り大会のための遊漁の制限)

第5条 組合が釣大会等を開催するため 1 定期間、 1 定区域における遊漁を制限した場合はこれに従わなければならない。

- 2 組合は前項の制限をしようとする場合はその 10 日前までにその旨を公示しなければならない。
- 3 前項の公示は組合の掲示場又は静岡新聞に公示するものとする。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により、組合が定め公示する場所において納付するときの遊漁料は次表のとおりとする。

ただし遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次表の遊漁料に 500 円を附加して得た額とする。

魚種	区域	漁具・漁法	遊漁料	
			1日	1年
あ ゆ	全区域(特別区を除く。)	友釣、どぶ釣、餌釣		
うなぎ	全区域(特別区を除く。)	餌釣、うげ、置針	1,500	7,000
あまご	全区域(特別区を除く。)	餌釣・和式毛針(テンカラ)		
	特別区	フライフィッシング・和式毛針(テンカラ)	3,500	
おいかわ	全区域(特別区を除く。)	餌釣、流し毛針釣	1,500	7,000

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 太田川漁業協同組合事務所(周智郡森町問詰 1115 番地の 1)
- (2) 岩附オトリ店(周智郡森町問詰 1362 番地の 4)
- (3) 友田オトリ店(周智郡森町城下 136 番地の 3)
- (4) 竹内釣具店(磐田市二之宮 1692 番地の 1)
- (5) かめや釣具袋井店(袋井市堀越 3-6-6)
- (6) 高川釣具店(掛川市中央 2-4-26)

3 次表に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次表の各ウ欄のとおりとする。

ウ欄	小学生以下の者	無 料
----	---------	-----

ウ欄	満70歳以上の高齢者、中学生、身体障害者及び女性	第1項に規定する額の1/2に相当する額
----	--------------------------	---------------------

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、餌釣特別区（第3条第2項の表才欄に掲げる期間内に限る。）における遊漁料は下表のとおりとする。

対象者	遊漁料	
	1日	1期間
中学生以下の者1名	500円	2,000円
高校生以上の者1名	1,500円	10,000円
中学生以下の者2名以内と高校生以上の者2名以内の計4名以内のグループ	3,000円	
高校生以上の計2名のグループ	2,500円	

5 第5条に基づく釣大会等における大会遊漁料は前4項の規定にかかわらず次のとおりとする。

大 会 名	遊 漁 料		
	大人（高校生以上）	小 中 学 生	身 体 障 害 者
あゆ友釣大会	3,000円	1,500円	1,500円
あまご釣大会	3,500円	1,750円	1,750円

（遊漁承認証に関する事項）

第7条 組合は第6条の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。ただし、特別区においては、別記様式（1）－2の特別区遊漁証を遊漁者に交付するものとする。

- (1)承認を受けた者の氏名、住所
- (2)承認期間
- (3)魚種
- (4)漁具・漁法
- (5)遊漁区域
- (6)遊漁料の額
- (7)注意事項
- (8)その他参考となるべき事項
- (9)発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の順守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期限

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する処置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、また以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附 則)

この規則は令和6年1月1日より施行する。

別 記

(様式(1)-1) 遊漁証

NO

遊 漁 証

下記のとおり遊漁を承認します

遊漁者

住 所

氏 名

年齢

注意事項

- 1、遊漁する者は本証を携帯すること
- 2、本証は他人に貸与・譲渡してはならない
- 3、漁場監視員の要求があったときは本証を提示すること

承認期間 令和 年 月 日 ~

令和 年 月 日

魚 種

漁具・漁法

遊漁区域 内共第20号の区域(特別区を除く。)

遊漁料

発行者 太田川漁業協同組合

(様式(1) -2) 特別区遊漁証

特別区遊漁証 NO_____

月 日 遊漁料 3,500 円

- 1、遊漁する者は本証を携帯すること
- 2、本証は他人に貸与・譲渡してはならない
- 3、漁場監視員の要求があったときは本証を提示すること。

発行者 太田川漁業協同組合

(様式2) 漁場監視員証

NO 漁 場 監 視 員 証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する

住 所

氏 名

注意事項

- 1、漁場監視の場合は本証を携帯すること
- 2、遊漁証の提示を求めるときは本証を提示すること

有効期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

発行者 太田川漁業協同組合